

平成30年(ワ)第1324号 不実告知等差止請求事件

原告 特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

被告 株式会社関西住宅設備 外1名

## 第3準備書面

令和元年7月19日

神戸地方裁判所第4民事部合議係 御中

原告訴訟代理人弁護士 北 村 拓 也



外3名

### 第1 差止めの必要性が認められること

本準備書面においては、被告らが不実告知及び威迫困惑行為を「現に行い又は行うおそれがある」(特商法58条の18第1項)ことに関し、被告準備書面(4)における被告らの主張に対する反論を行う。

### 第2 制度趣旨をふまえた解釈

1 特商法58条の18から58条の24において適格消費者団体に差止請求が認められた趣旨は、消費者が受けることのある損害の防止を図ることにより、消費者の利益を保護することにある(同法1条参照)。被害当事者による事後的な個別対応では、消費者被害阻止と予防に限界が認められるため、適格消費者団体に差止請求権が認められたのである。

以上の制度設計に鑑み、消費者の権利侵害が実施される可能性が否定できな

い場合には、差止請求権の行使を認めるべきであることから、「現に行」って  
いる場合に限定せず、「行うおそれがあるとき」にも差止請求権が認められた。

2 この点、特商法と同一の制度趣旨のもと、適格消費者団体に差止請求権を認  
めている消費者契約法12条に関し、消費者庁が作成・公開<sup>1</sup>している逐条解  
説によると、不当な行為を行う「『おそれがあるとき』とは、現実に差止請求  
の対象となる不当な行為がされていることまでは必要でなく、不当な行為がさ  
れる蓋然性が客観的に存在している場合をいう。」と解されている。そして、  
特商法に基づく差止請求の要件たる「行うおそれ」の充足性も上記の判断基準  
により判断されるべきである。

すなわち、仮に、訴訟継続時において差止め対象となった不当な行為が中止  
され、訪問販売事業者が今後差止め請求対象の行為をおこなわない旨を明言し  
ていたとしても、なお、「不当な行為がされる蓋然性が客観的に存在する」と  
評価できる場合は、差止め請求が認容されるべきである。

3 そこで、以下、被告らにより現に差止請求の対象となる不当な行為が行われ  
ている（「現に行い」を充足する）、もしくは、被告らにより現在においても不  
当な行為がされる蓋然性が客観的に存在する（「行うおそれ」を充足する）こ  
とにつき詳述する。

### 第3 不当な行為がされる蓋然性が客観的に存在すること

#### 1 不実告知について

##### (1) 契約書改訂の不徹底について

被告らは、工事請負契約書を改訂（乙1、2）したと主張し、「消費者に  
対する誤解を生じかねないとすれば本意ではないため、現在、さらなる改訂  
を行うか検討を進めている」（被告準備書面(2)2頁）というが、いまだ自主

---

<sup>1</sup>[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_system/consumer\\_contract\\_act/annotations/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/consumer_contract_act/annotations/)

的な再改訂はなされておらず、信用できない。

被告らが契約書の改訂を確約していない以上、従前の契約書（甲3、4）を使用し続ける可能性は十分にあるといわざるを得ず、これまでの原告の主張のとおり、不実告知の事実が認められることに変わりはない。

## （2）クーリング・オフ妨害の差止に関する立証の構造について

もっとも、以下に述べるとおり、改訂後の契約書（乙1、2）においても、その内容に不備があることに変わりはない。

### ア 要件事実について

原告は、特商法58条の18第1項に基づき、被告らが、同法58条の18第1項1号口所定の事項のうち同法6条1項5号に掲げられた事項につき、不実告知を現に行い又は行うおそれがあることを理由として、その不実告知の停止又は予防を請求しているものである。

その差止請求の要件事実は、①被告らが、消費者に対し、訪問販売におけるクーリング・オフについて不実告知をしていること、②当該不実告知がクーリング・オフ妨害のためになされていること、の2点である。

### イ ①不実告知の事実

特商法58条の18第1項にいう不実とは、客観的に真実又は真正でないことを意味する。

既に述べたとおり、被告らは、特商法26条6項1号に関する独自の解釈論を契約書面に記載しているものと見られる。その記載内容は、特商法26条6項1号の条文の文言どおりではない。

この点、特商法26条6項1号の条文の文言どおりの文章が契約書面に記載されている場合には、無益的な記載事項であり、必ずしもクーリング・オフについて不実告知をしていることにはならないと考えられる。

しかし、契約書面に法文から離れた独自の解釈論を記載する場合には、法文それ自体を引き写したのと同等程度に、法文の文言から一義的に導き

出される、何人も疑いを容れる余地のない、唯一無二かつ正確無比な解釈論が記載されている場合には「客観的な真実又は真正」を告知していることになるが、そのような唯一無二かつ正確無比な解釈論の表現から一毫たりともずれる記載がなされている場合には、当該記載は「客観的に真実又は真正でないこと」、すなわち不実を告知していることにならざるを得ない。

本件における立証の構造は以上のようなものであり、實際上、被告らにおいて、被告らが契約書面に記載している解釈論が唯一無二かつ正確無比であり、これが特商法26条6項1号の条文の文言それ自体を記載したのと同様に「客観的な真実又は真正」であることを立証できない限りは、不実告知であることが推認されるというべきである。

したがって、改訂後の新たな契約書（乙1，2）におけるクーリング・オフに関する記載も、不実告知であることは明白である。

#### ウ ②クーリング・オフ妨害について

特商法が要求しているのは、訪問販売において消費者はクーリング・オフができることを契約書面に記載して告知することであるが、被告らは、改訂後の新たな契約書（乙1，2）においても「クーリング・オフの対象とならない場合があります。」という表現を記載していることから、当該記載がクーリング・オフ妨害のためになされていることは明らかである。

- (3) したがって、被告らにより現に差止請求の対象となる不当な行為がされる蓋然性が客観的に存在するのであるから、差止めの必要性が認められる。

#### 2 威迫困惑について

- (1) 長期間かつ多数の相談が寄せられていること

独立行政法人国民生活センター作成の回答書（甲5，6）には、被告らの契約に関する相談事例が記載されている。

これらによれば、平成28年4月1日から平成30年4月22日までの間、被告関西住宅設備が行った契約に関する被害事例として188件（甲5）、被告アールサービスが行った契約に関する被害事例として5件が報告されている（甲6）。

このように、被告らは、消費者に対し、上記回答書に記載されているだけでも、複数か月継続して一定数以上の消費者に対し、クーリング・オフ妨害のための威迫困惑行為を行っていたことが明らかであり、被告ら自身も認めるとおり、被告らは現在も同一事業を営んでいる。

かかる事情に照らせば、被告らは、消費者に対するクーリング・オフ妨害のための威迫困惑行為を現在も行っていると推定される。

#### **(2) 威迫困惑行為の有無について調査等を行っていないこと**

被告らは、原告からの消費者契約法第41条1項に基づく差止請求（甲7、8）を受けた後から本件訴訟提起後に至るまで、具体的に威迫困惑行為の再発を予防・防止する措置を講じた証拠は見受けられない。

被告らは株式会社であるにもかかわらず、備え置かれるべき帳簿や業務日誌について本訴への提出を一切しておらず、被告らが主張する事実調査（同準備書面(3)）はあまりに不徹底であるといわざるを得ない。

#### **(3) 被告らが威迫困惑行為の有無を争っていること**

被告らは、本訴において、回答書（甲5、6）記載の事実を否認し、クーリング・オフ妨害のための威迫困惑行為はなかったと主張する。

かかる主張に照らせば、被告らは、これまでの被告ら自身の言動に特商法違反はなかったと考えているのであって、今後も、消費者に対し、従前どおり対応を続けることが見込まれる。

#### **(4) 以上のとおり、現時点においても被告らによる威迫困惑行為があると推測され、かかる推定を覆す事情も一切存在しないのであるから、被告らにより現在においても不当な行為がされる蓋然性が客観的に存在するといえる。**

3 よって、被告らにおいて、不当な行為を「現に行いまたは行うおそれがある」ことは明らかである。

以 上